

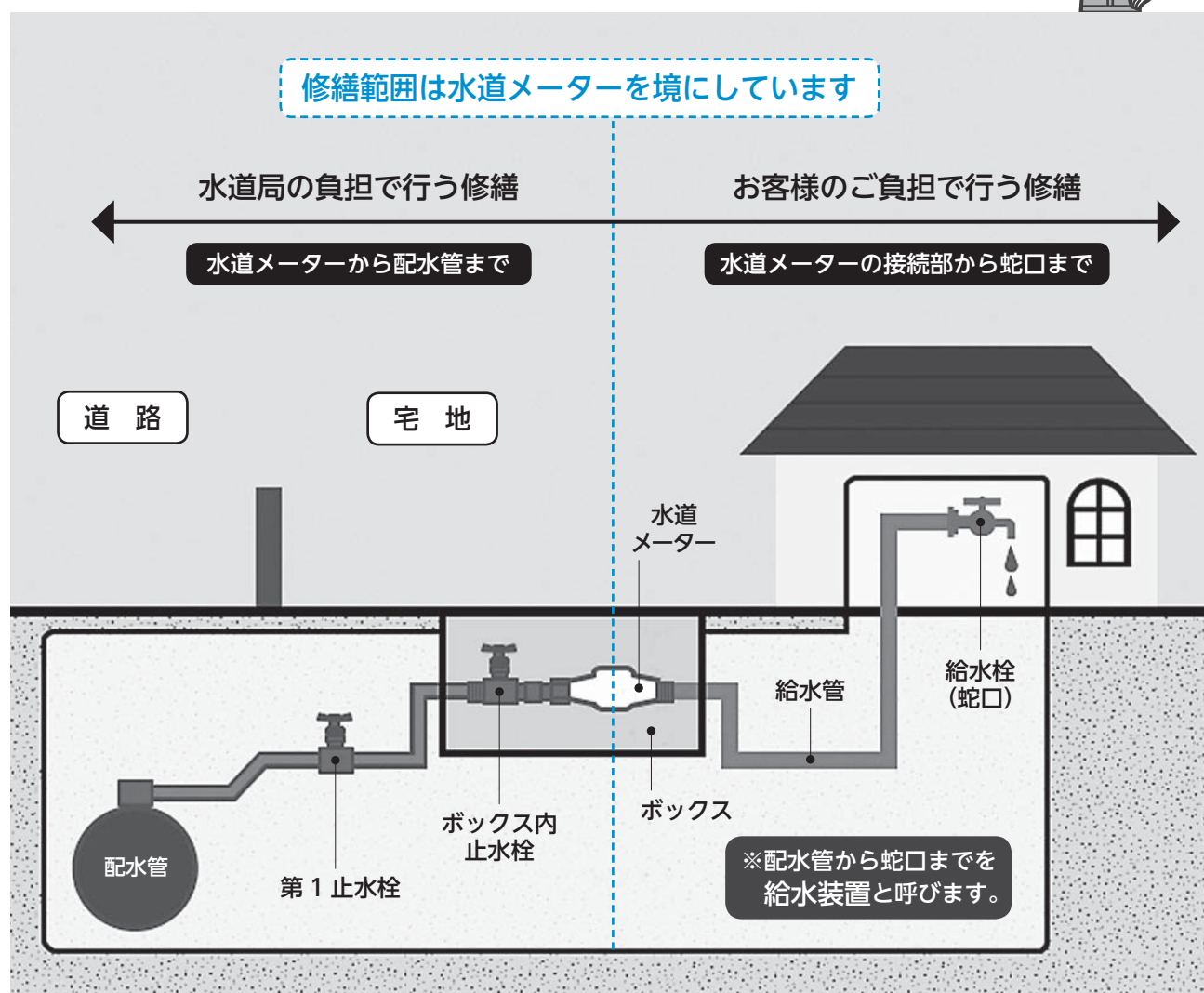
漏水があった場合の修繕区分

水道検針により、漏水の疑いがあると連絡を受けた場合、水道メーターから宅地内の蛇口までの漏水の可能性がありますので、修繕は銚子市指定給水装置工事事業者（7 ページ参照）に依頼してください。

水道メーターより配水管までの漏水を発見した場合は、水道局工務室（☎0479-22-7783）へご連絡ください。

集合住宅などの場合は、公道から最も近い宅地内の止水栓（第1 止水栓）から配水管までを水道局で修繕します。

漏水時の水道料金について、一定の基準を満たす場合に限って、漏水量の一部について水道料金を減免することがあります。漏水減免の詳しい内容は、水道料金センター（☎0479-30-3131）にお問い合わせください。



※給水装置はお客様の財産です